

埼玉県電気自動車用充電設備等導入事業  
企画提案募集実施要領

埼玉県電気自動車用充電設備等導入事業企画提案募集の実施については、この要領に定めるとおりとする。

1 事業名

埼玉県電気自動車用充電設備等導入事業

2 事業の内容

事業者は、県から行政財産使用許可を受けた上で、使用料を納付して本県が管理する施設の駐車場を活用し、事業者の自己資本により電気自動車用充電設備の整備に必要な配線工事等を含む充電設備一式（以下「EV充電設備等」という。）の設置、維持管理及び事業運営を行う。

県は、管理する施設の駐車場の一部を事業者に貸し付け、EV充電設備等の設置に伴う用地等の使用を許可する。

なお、本事業の詳細は、別紙「埼玉県電気自動車用充電設備導入事業仕様書（公募用）」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

3 事業期間

事業期間は、EV充電設備等の利用を開始した日から起算して5年以上とし、事業期間中は事業者の責任において、EV充電設備等の維持管理及び運営を行うものとする。ただし、行政財産使用許可の期間は1年間とし、事業期間の間、更新手続きを行うものとする。

4 参加資格

次の（１）～（８）の全てを満たす事業者とする。

- （１） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４に規定する者ではないこと。
- （２） 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者ではないこと。
- （３） 企画提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年３月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けている者ではないこと。
- （４） 企画提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年４月１日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けている者ではないこと。
- （５） 民事再生法による再生手続き開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続き開始の申立て又は破産法の規定による破産手続き開始の申立てが行われている者で

ないこと。

- (6) 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納している者ではないこと。
- (7) 提案仕様書の内容を熟知し十分に理解した上で、本企画提案募集に参加できること。
- (8) EV充電設備等の設置及び運営実績を有すること。

## 5 スケジュール

募集から候補者の決定までのスケジュールは以下のとおりとする。

令和5年	12月	25日	(月)		要領の公開 (HPの公開)
令和5年	12月	26日	(火)		質問の受付開始
令和6年	1月	9日	(火)		説明会 (オンライン)
令和6年	1月	12日	(金)	17時まで	質問の受付期限
令和6年	1月	17日	(水)		質問への回答 (HPに掲載)
令和6年	1月	22日	(月)	17時まで	参加申請書・ 企画提案書等の提出期限
令和6年	1月	25日	(木)	までにメール通知	第1次審査 (書類審査) ※応募者が4者以上の場合のみ 実施
令和6年	1月	29日	(月)		プレゼンテーション審査 ※第1次審査通過者に対し実施
令和6年	2月		上旬頃		候補者決定

## 6 企画提案募集から候補者決定までの手続き

### (1) 説明会

#### ア 日時

令和6年1月9日(火) 10時00分から

#### イ 方法

ZOOMを利用したオンラインでの説明会

#### ウ 参加方法

法人名及び説明会出席者名(2名以内)を記載し、下記申込先まで電子メールにて申し込むこと。

(申込先) a3050-06@pref.saitama.lg.jp

(メール件名)

埼玉県EV充電設備等導入事業企画提案募集説明会申込み

#### エ 申込期限

令和6年1月5日(金) 13時

## オ その他

説明会に出席しなくても、当該企画提案募集には参加することができる。

### (2) 質問の受付及び回答

#### ア 質問の受付

本件に係る質問は、以下のとおり受け付けるものとする。

- (ア) 質問方法：「埼玉県電気自動車用充電設備等導入事業に係る企画提案募集に関する質問書」（様式第1号）に記入の上、下記電子メールアドレスに電子メールで送信するものとする。
- (イ) 電子メールアドレス：a3050-06@pref.saitama.lg.jp
- (ウ) 電子メールの件名：埼玉県EV充電設備等導入事業質問書（法人名）
- (エ) 質問受付期間：「5 スケジュール」のとおり

#### イ 質問への回答

「5 スケジュール」の期日に県ホームページに掲載する。

### (3) 企画提案募集参加申請

本企画提案に参加を希望する法人（以下「参加希望者」という。）は、以下に基づき、参加申請を行うものとする。

#### ア 参加申請手続き（参加申請書の提出）

「埼玉県電気自動車用充電設備等導入事業に係る企画提案募集参加申請書」（様式第2号）1部を提出すること

#### イ 提出期間

「5 スケジュール」のとおり（必着）

#### ウ 提出先

「11 問い合わせ先・各種書類等の提出先」のとおり

#### エ 提出方法

電子メール

※ 電子メールは件名を以下のとおりとすること。送付後は提出先までメールの到着を確認すること。

電子メール件名：埼玉県EV充電設備等導入事業参加表明（法人名）

### (4) 企画提案書等の提出

企画提案書等の提出は以下に基づき行うものとする。

#### ア 提出期間

「5 スケジュール」のとおり（必着）

#### イ 提出先

「11 問い合わせ先・各種書類等の提出先」のとおり

#### ウ 提出書類

別添仕様書を参照の上、実施要領「7 企画提案書等」に示す書類を提出すること。

## エ 提出部数

正本 1 部及び電子データ (PDF・1 ファイル)

※ 「7 企画提案書等」の「(2) 本県の競争入札参加資格を有さない参加者が提出する書類等」については 1 部 (正本 1 部) 及び電子データ (PDF・1 ファイル)

※ 正本についてはホチキス止め不要

## オ 提出方法

正本：郵送

※ 郵送は簡易書留等文書の到達が確認できる方法とすること。

電子データ：電子メール

※ 添付ファイルの容量が 10MB を超過する場合には、分割すること。

※ 送付後は提出先までメールの到着を確認すること。

## カ その他

(ア) 企画提案書等の提出については 1 提案者につき 1 提案に限る。(複数提案は不可)

(イ) 企画提案書等の提出後は、当該資料を審査に使用するため差し替えをすることができない。また、提出された企画提案書等は返却しない。

(ウ) 参加申請に係る全ての費用 (企画提案書の作成などに要する費用等) は参加希望者の負担とする。

## 7 企画提案書等

### (1) 全ての参加希望者が提出する書類等

提出する書類は以下のとおりとする。

#### ア 企画提案書 (様式第 3 号)

仕様書の内容を理解した上で、以下の視点に基づき作成すること。

(ア) EV 充電設備等の設置実績を有することとしていることから、直近一年間の主な EV 充電設備等の設置実績を示すこと。

(イ) 本事業の実施スケジュールを示すこと。なお、国の補助事業を活用する場合は、補助事業の条件に適応した内容とし、申請スケジュールなども併せて示すこと。

(ウ) EV 充電設備等を設置する施設は別表 1 「候補施設一覧」の中から選定し、各施設への設置予定数を含め別表 1 を用いて示すこと。

(エ) 事業者は、施設の駐車場区域や契約電力等を十分に考慮し、施設の電力使用設備の運用に支障をきたすことのないよう EV 充電設備等の規模を提案するものとしていることから、その整備方針、方法等を示すこと。

(オ) 本事業の期間中は事業者の責任において、EV 充電設備等の維持管理及び運営を行うものとしていることから、その期間における維持管理及び運営の方法を示すこと。また、トラブル等緊急時の対応についてもその方法を示すこと。

(カ) 事業者は、利用者から利用料を徴収し、利用料金については、事業者が決定するものとしていることから、利用料金形態について示すこと。また、EV充電設備等の利用方法を示すこと。

(キ) 県は県公用車の充電のためのEV充電設備等を有償で使用できるものとしていることから、利用料金形態を含め県公用車における利用方法を示すこと。なお、県公用車の利用における支払い方法については後日、請求書による支払いに限定する。

(ク) 事業者は、EV充電設備等の利用により生じた電気料金を負担するものとしていることから、電気料金の負担の方法等を示すこと。なお、県がEV充電設備等の利用に必要な電力を提供し、事業者が当該使用電力分の電気料金相当額を県に対して精算する場合は、事業者が当該電気料金を負担したものとみなす。

(ケ) 県は、脱炭素施策を推進すると同時に災害時のレジリエンス強化を図ることとしていることから、EV又はEV充電設備を災害時のレジリエンスの強化に資する使用について提案があれば積極的に提案すること。

(コ) 県は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて広く県民に対して普及啓発を図ることから、これに資する提案があれば積極的に提案すること。

イ 法人の概要及び設置予定のEV充電設備の仕様が分かるもの（既存のパンフレット等）

ウ 実施要領の「4 参加資格」を満たしている旨の誓約書（様式第4号）

(2) 本県の競争入札参加資格を有さない参加者が提出する書類等

提出する書類は以下のとおりとする。なお、全てA4版とすること。

ア 定款又は寄附行為及び履歴事項全部証明書

履歴事項全部証明書については、提案日前3か月以内に取得したもの

イ 決算関係書類

直近の貸借対照表及び損益計算書

ウ 各納税証明書

法人税、法人都道府県民税、法人事業税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

## 8 審査・選定

### (1) 審査方法

協定締結先候補者（以下「候補者」という。）の選定に当たっては、企画提案書等を提出した者が、「埼玉県電気自動車用充電設備等導入事業協定先候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」においてプレゼンテーションを行い、選定委員会が提案内容を総合的に審査する。選定委員会による審査の結果、最も評価が高かった提案者を候補者に選定する。

なお、企画提案書等を提出した者が1者のときは、選定委員会が提案内容を総合的

に審査し、本事業の協定締結先として適当であると認められた場合に、当該企画提案書等を提出した者を候補者として選定する。

(2) 第1次審査（書類審査）

応募者が4者以上の場合は、企画提案書及びその他提出書類による第1次審査を実施し、第1次審査を通過した者（3者程度）のみプレゼンテーション審査を行う。なお、第1次審査の結果（未実施の場合含む）は、応募者全員に令和6年1月25日（木）までに電子メールで通知する。

(3) プレゼンテーション審査

ア 日時

令和6年1月29日（月）

イ 方法

ZOOMを利用したオンラインでの審査

※ 参加者に対して開始時間等を電子メールで連絡する。

ウ プレゼンテーション等の時間

プレゼンテーションは1者あたり10分以内、企画提案に対する質疑は1者当たり20分程度とする。ただし、提案者数に応じて変更になる場合があるので、その場合は前述のメールにその旨明記して伝達する。

(4) 審査基準

区分	評価項目
1 事業主体・事業スケジュール・充電設備の整備	EV充電設備等の設置及び運営実績があるか。
	健全な財務状況であり、事業継続性において安定した事業者であるか。
	工事期間や運用期間において、無理のない実施体制やスケジュールとなっているか。
	EV充電設備等の整備方針、方法は適切であると見込まれるか。
2 設置計画	設置予定のEV充電設備の仕様は適正か。
	広域的な設置計画となっているか。
	設置数は駐車場の規模に対して適正な設置口数であるか。
3 維持管理及び緊急時の対応	維持管理の方法は具体的で、かつ、県に負担を与えないものとなっているか。
	充電設備の利用履歴など、県側で確認及び管理できる仕様になっているか。
	トラブルが発生した場合の対応体制が整えられているか。
4 利用料金及び利用の方法、電気料金の負担方法	利用者の利用料金は明快で廉価なものか。
	県民が積極的に利用しやすく、付加価値を有する仕様となっているか。

	県公用車への充電利用がしやすい仕様となっているか。
	電気料金の負担の金額及び方法は明快か
5 その他	EV充電設備について、災害時のレジリエンスに資する提案はあるか。
	カーボンニュートラル実現のための、トータルソリューションに資する提案はあるか。

### (3) 審査結果の通知

審査の結果について、候補者及び候補とならなかった者に電子メールで速やかに通知する。

## 9 協定の相手方の決定方法

県は、候補者と業務履行に必要な協議を行い、協議が整った場合は協定を締結する。

また、施設の使用にかかる行政財産使用許可申請は候補者が別途行う。

なお、候補者との協議の結果、合意に至らなかった場合又は「5 参加資格」を満たさなくなったとき、若しくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、次点の事業者と改めて協議を行う。

## 10 その他留意事項

### (1) 提案の失格、無効

次の各号いずれかに該当する提案は無効とする。

ア 談合その他不正行為が行われたと認められるもの

イ 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの

ウ 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの

エ 指定する提出期限を越えて提出したもの

オ 「7 企画提案書等」に不足があるもの

### (2) 企画提案募集の停止又は中止

参加者不在及び緊急時等やむを得ない理由により、企画提案募集を実施することができない又は適当でないと認められる場合は、企画提案募集を停止又は中止することがある。なお、この場合において当該企画提案募集に要した費用は埼玉県に請求することはできない。

## 11 問い合わせ先・各種書類等の提出先

埼玉県 環境部大気環境課 総務・自動車対策担当 原口・丸田

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 (第三庁舎3階)

電話：048-830-3064

電子メール：a3050-06@pref.saitama.lg.jp